

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会

TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366

<http://www.ikerokyo.or.jp/> e-mail: office@ikerokyo.or.jp

〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

池袋労働基準監督署からのお知らせ

メンタルヘルス対策自主点検実施結果について

東京労働局は、職場におけるメンタルヘルス対策の自主的な取組を促すため、「メンタルヘルス対策自主点検」を実施し、このほどその結果を取りまとめました。

自主点検は、東京労働局管内の事業場のうち、常時使用する労働者50人以上の事業場から無作為抽出した3,530事業場を対象として実施したものです。

【メンタルヘルス対策自主点検結果のポイント】

1 メンタルヘルス対策の取組状況

- (1) 事業主がメンタルヘルス対策の推進を表明している事業場の割合は73.6%（昨年度 75.2%）
- (2) 「心の健康づくり計画」を策定している事業場の割合は48.4%（昨年度 47.9%）
- (3) ストレスチェック結果の集団分析を行っている事業場の割合は90.2%（昨年度 90.7%）
- (4) 集団分析結果を勘案して心理的負担軽減措置を講じている事業場の割合は76.3%（昨年度 75.4%）

2 事業場内推進体制とメンタルヘルス対策

- (1) 事業場内でメンタルヘルス対策推進体制を整備している事業場はこれら体制が確立していない事業場に比べ大きく取組が進んでいる。
- (2) 「心の健康づくり計画」を策定している事業場は、同計画を策定していない事業場に比べ心理的負担軽減措置を講じている割合が7.3ポイント高い。

【今後の取り組み】

ストレスチェック制度の実施の徹底を図るため、引き続き集団指導、個別指導を実施するとともに、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組をさらに促進するため、引き続き集団指導・情報提供などを行ってまいります。

目 次

❖池袋労働基準監督署からのお知らせ.....	1P～3P
—メンタルヘルス対策自主点検結果のポイント	
—職場の熱中症を防ごう	
❖協会からのお知らせ.....	4P～6P
—同一労働同一賃金の取組強化期間	
—改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成	
❖ハローワーク池袋だより.....	7P
❖講習会等のご案内.....	8P

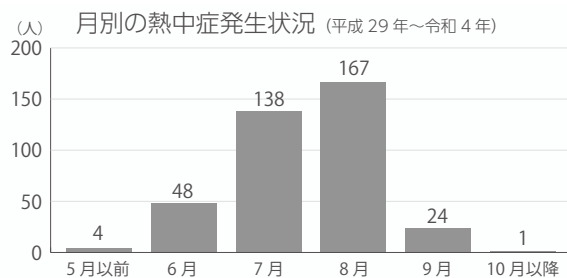
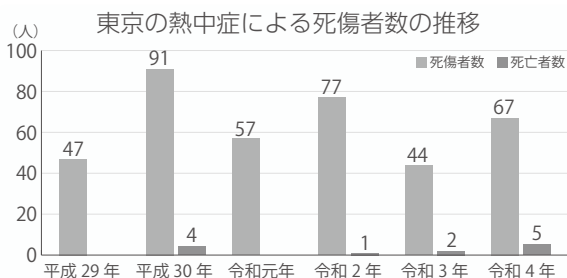
職場の「熱中症」を防ごう！

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は67件発生し、うち5件が死亡災害となっています（令和5年2月1日現在）。業種別では、警備業が24%、建設業が18%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。令和4年は記録的な高温となった6月に23件（34%）が発生し、死亡災害も3件発生しました。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。



令和4年に発生した熱中症の発生事例（東京）

（参考）気温は、東京管区気象台（千代田区北の丸公園）の値です。

発生月 時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
6月 15時	ビルメンテ ナンス業	請負先事業場でごみ収集・集積作業を行っていたところ、自力で歩けない・けいれんの症状となり、救急搬送されたもの。	34.8℃ (35.7℃)	死亡
7月 11時	小売業	調理場の唐揚げを揚げる釜の近くで作業中、熱中症の症状となったもの。	28.4℃ (31.0℃)	約14日
7月 17時	陸上貨物 運送事業	営業所内で荷物の仕分け作業中、倦怠感・吐き気の症状となり、救急搬送されたもの。	30.7℃ (33.6℃)	約7日
8月 15時	警備業	交通誘導警備中、立ってられないなどの症状となり、応急処置を行ったが改善せず、救急搬送されたもの。	35.2℃ (35.9℃)	死亡
8月 17時	建設業	現場の片付け作業を行っていたが、意識を失った状態で発見されたもの。	32.5℃ (36.1℃)	約1月

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

I度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）
II度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下
III度	意識障害、小脳症状（ふらつき）、けいれん発作（ひきつけ）



東京労働局労働基準部健康課

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html



R5.2

4月中に実施しましょう



WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備

作業計画の策定等

設備対策・休憩場所の
確保の検討

服装等の検討

教育研修の実施

労働衛生管理体制の
確立

発症時・緊急時の措置の
確認と周知

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- JIS 規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合した WBGT 指数計により WBGT 値を測定する。
- 直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根等を設けたり、適度な通風又は冷房の設備を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。（梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者に特に注意）
- 喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。（身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討）

3 健康管理

- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- 作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。（労働者からの申出も促す）

4 労働衛生教育

- 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例について、労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急処置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、次の応急処置を行うとともに、呼びかけに応じない、返事がおかしいなど意識障害がある場合には救急隊を要請、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には医療機関へ搬送してください。



- 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- 衣類を脱がせて（緩めて）、可能な限り露出させた皮膚に水をかけ、うちわ、扇風機の風に当て、寝かせた状態では下肢を持ち上げて高くする。
- 水分と塩分の摂取を行う。

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

協会からのお知らせ

令和5年3月15日～5月31日は非正規雇用労働者の賃金 引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間です

賃金引上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者にも確実に波及させるための取組を集中的に行います。

【強化期間における取組】

1. 春闘の賃金引上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者に波及させるための企業への協力依頼

⇒①企業が賃金引上げに取り組む際に非正規雇用労働者について同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応を行うこと

②中小企業・小規模事業者の賃金引上げの参考となる情報サイト「賃金引上げ特設ページ」や各種支援策の活用 について、経済団体及び各種業界団体に協力依頼（3月15日付文書発出）

⇒都道府県知事等の自治体の首長に対して、地域企業への同様の働きかけの協力依頼（3月15日付文書発出）

2. 業界団体等に対する直接要請

⇒特に非正規雇用労働者が多い業界の団体や中小企業団体に対し、厚生労働省が直接、傘下企業等への働きかけを要請

⇒全国各地で、都道府県労働局長が管内の経済団体等に直接、傘下企業等への働きかけを要請

3. 同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた各種取組の強化

⇒パート・有期雇用労働法及び労働者派遣法の履行確保の強化

・昨年12月から開始した労働基準監督署と都道府県労働局が連携した同一労働同一賃金の徹底に向けた取組について3月から本格実施（都道府県労働局による報告徴収等は、4月から本格実施）

⇒各種支援策の充実

・働き方改革推進支援センターにおいて、同一労働同一賃金に関するコンサルティング等による支援の強化

・キャリアアップ助成金や業務改善助成金をはじめとした賃金引上げに向けた各種支援策の活用促進

⇒厚生労働省SNSでの発信などの広報活動の強化

同一労働同一賃金の徹底

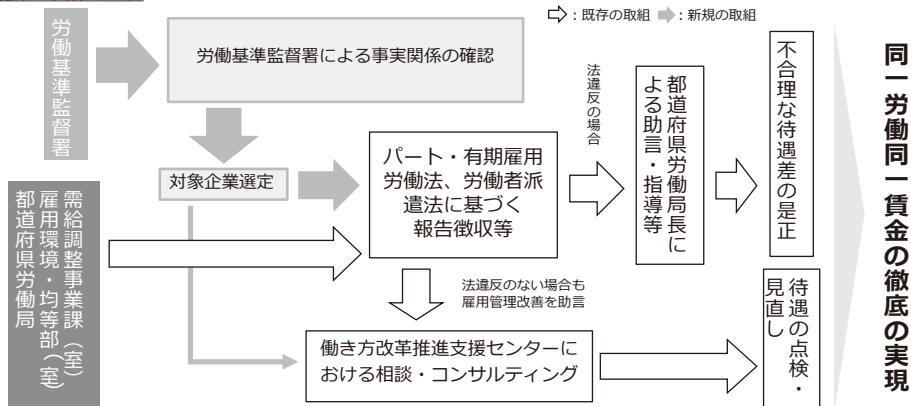
① 施策の目的

非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

② 施策の概要

同一企業内における正規と非正規との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行について、労働局が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底するとともに、キャリアアップ助成金等を活用し、非正規雇用労働者の待遇改善を支援する。

③ 施策の具体的内容



改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました ～東京労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

厚生労働省は、令和4年12月23日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））※を改正しました。これに基づき東京労働局は、同日、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。

※適用は令和6年4月1日。

【荷主特別対策チームの概要】

■ トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています

「荷主特別対策チーム」は、東京労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する東京労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

■ 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

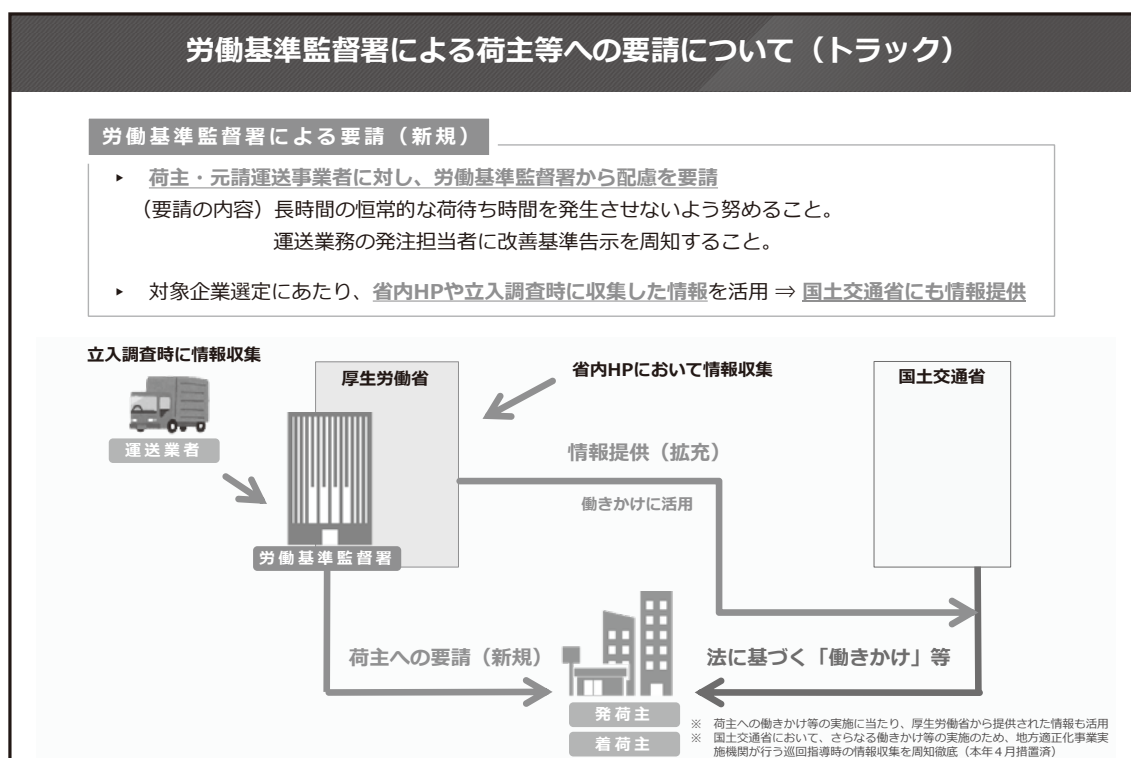
■ 東京労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

東京労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行います。

■ 長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

※URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



STOP！ 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも 長時間の荷待ちの改善に向けて ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ前向きに検討をお願いします。

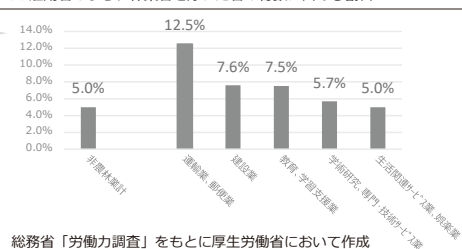
道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

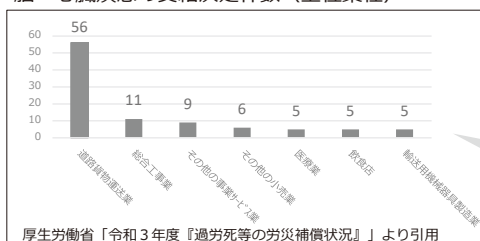
道路貨物運送業は、
他の業種に比べて
長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も
最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており
道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には
昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは
見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難

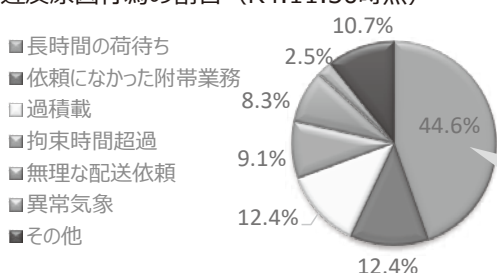


国民生活や経済活動に不可欠な
社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の
発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における
違反原因行為の割合（R4.11.30時点）



国土交通省は
違反原因行為※が疑われる荷主に
「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で
荷主都合による長時間の荷待ちが
約半数を占めています



来年度より雇用保険料率が変わります！

令和5年度雇用保険料率のご案内

◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに 6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き 3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和5年度の雇用保険料率>

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



詳細は東京労働局労働保険徴収部適用課

電話:03-3512-1628 までお問い合わせください。

講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。
他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

2023年(令和5年)4月～2024年(令和6年)3月講習会等実施計画(予定)

<池袋協会主催講習会等>	2023年(令和5年)									2024年(令和6年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新入社員安全衛生教育等講習会	12日											
労働行政運営方針説明会		18日										
全国安全週間説明会			7日									
全国労働衛生週間説明会						7日						
練馬豊島板橋地区安全衛生推進大会								14日				
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会												
安全衛生推進者養成講習		23・24日				20・21日					20・21日	
安全管理者選任時研修			27・28日				17・18日					18・19日
衛生推進者養成講習				11日			10日				7日	
実務基礎講座「労災保険給付手続き」(共催)			20日									
実務基礎講座「雇用保険・社会保険」(共催)			22日									
実務基礎講座「人事・労働担当者のための労基法」(共催)			29日									

令和5年度定時総会・懇親会のご案内

開催日時 令和5年6月23日(金)午後4時～(予定)

開催場所 ホテルカデンツア東京

なお、開催通知、議案書、ご出欠、委任状などは、5月中旬に郵送いたします。



協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。